

令和7年第4回由利本荘市議会定例会（12月）会議録

令和7年11月28日（金曜日）

議事日程第1号

令和7年11月28日（金曜日）午前10時開会

第1. 会議録署名議員の指名

第2. 会期決定

第3. 提出議案の説明

報告第15号 1件

議案第142号から議案第193号まで 52件

第4. 先決を要する提出議案に対する質疑

第5. 先決を要する提出議案の委員会付託（付託表は別紙のとおり）

第6. 委員長審査報告

第7. 報告第15号 令和7年度由利本荘市一般会計補正予算（専決第4号）専決処分報告

第8. 議案第143号 由利本荘市一般職の職員の給与に関する条例及び由利本荘市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案

第9. 議案第145号 由利本荘市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案

第10. 議案第146号 由利本荘市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案

第11. 議案第155号 由利本荘市老人福祉センター条例の一部を改正する条例案

第12. 議案第181号 令和7年度由利本荘市一般会計補正予算（第15号）

第13. 議案第183号 令和7年度由利本荘市介護保険特別会計補正予算（第3号）

第14. 議案第185号 令和7年度由利本荘市診療所運営特別会計補正予算（第2号）

第15. 議案第187号 令和7年度由利本荘市スキー場運営特別会計補正予算（第1号）

第16. 議案第188号 令和7年度由利本荘市水道事業会計補正予算（第3号）

第17. 議案第190号 令和7年度由利本荘市下水道事業会計補正予算（第3号）

第18. 議案第192号 令和7年度由利本荘市ガス事業会計補正予算（第3号）

本日の会議に付した事件

議事日程第1号のとおり

出席議員（22人）

1番	橋島達也	2番	小川光弘	3番	佐々木司
4番	佐藤正人	5番	大友孝徳	6番	松本学
7番	泉谷赳馬	8番	新宅慈	9番	小田彩
10番	大友ます子	11番	堀井新太郎	12番	甫仮貴子
13番	岡見善人	14番	栗野希穂	15番	小松浩一

16番 正木修一      17番 渡部聖一      18番 佐藤義之  
19番 高橋信雄      20番 伊藤順男      21番 長沼久利  
22番 佐藤健司

---

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

市長	湊貴信	副市長	佐々木司
副市長	三森隆	教育長	秋山正毅
企業管理者	三浦守	総務部長	高橋重保
企画振興部長	阿部徹	市民生活部長	遠藤裕文
健康福祉部長	小松等	産業振興部長	齋藤喜紀
観光文化スポーツ部長	今野和司	建設部長	原敬浩
教育次長	熊谷信幸	企業局長	小番正明
消防長	佐藤勝則		

---

議会事務局職員出席者

事務局長	伊藤望	次長	齋藤剛
書記	村上大輔	書記	齋藤身子
書記	高野周平		

---

午前10時00分 開 会

○議長（佐藤健司） おはようございます。

ただいまより、令和7年11月20日告示招集されました、令和7年第4回由利本荘市議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

出席議員は22名であります。出席議員は定足数に達しております。

この際、御報告申し上げます。地方自治法第121条の規定により、提出議案の説明のため、市長の出席を求めています。また、会期中、議案関係職員の出席を求める場合もあります。

なお、議長報告は配付のとおりでありますので、御参照願います。

さて、今議会にただいままで提出されました案件は、報告第15号、並びに議案第142号から議案第193号までの52件、請願第3号、陳情第7号から陳情第11号まで、陳情第13号及び陳情第14号の7件の計61件であります。

なお、会期中、議案の追加提出が予定されております。

これより本日の議事に入ります。本日の議事は、日程第1号をもって進めます。

---

○議長（佐藤健司） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員に3番佐々木司さん、4番佐藤正人さんを指名いたします。

---

○議長（佐藤健司） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期、定例会の会期は、議会運営委員会において、本日から12月18日までの21日間と定めましたが、これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤健司） 御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から12月18日までの21日間と決定いたしました。

---

○議長（佐藤健司） 日程第3、提出議案の説明を行います。

この際、報告第15号及び議案第142号から議案第193号までの52件の計53件を一括上程し、市長の説明を求めます。湊市長。

【湊貴信市長 登壇】

○市長（湊貴信） おはようございます。今市議会定例会におきましては、条例改正案、各会計に係る補正予算案を中心に、議案の審議をお願いするものでありますが、提出議案の説明に先立ちまして、諸般の報告を申し上げます。

初めに、熊対策についてであります。

本市における熊の目撃情報については、昨日時点で400件を超えており、これまで突出していた令和5年度の239件と比較して、大幅に増えている状況であるほか、残念ながら市内で人身被害が2件発生するなど、市民の皆様の生命と安全を脅かす、極めて深刻な事態に直面していることから、災害レベルでの対応が必要と判断し、今月13日に獣害対策本部を立ち上げ、全庁を挙げて対策に取り組んでいるところであります。

市では、寄せられた目撃情報を踏まえ、猟友会の御協力のもと、箱わなによる捕獲を実施してまいりましたが、11月24日現在で91頭を捕獲しており、一昨年の年間捕獲頭数83頭を上回る、過去最多の状況となっております。

市の熊対策といたしましては、これまで被害防止に向けた注意喚起、捕獲体制の強化、児童・生徒の通学時の安全確保などに努めてきたほか、今月の臨時会において御承認いただきました補正予算と、その後、専決処分した補正予算による緊急対応として、熊を誘引する柿や栗などの放任果樹の伐採費用補助に加え、市民の皆様が安心して運動できるよう公共施設の無料開放を行うなど、市として取り得る対策を迅速に講じているところであります。

しかしながら、熊の出没を防ぐ決め手となる効果的な手だてがないことも事実であり、大変悩ましく感じておりますが、何よりも市民生活の安全と安心の確保を最優先に、引き続き、全庁を挙げて総合的に取り組んでまいります。

なお、自衛隊の受入れ状況につきましては、本年11月19日より活動を開始していただいております。県との協定に基づいた箱わなの運搬・設置や、捕獲後の熊の運搬車両への積み込み作業のほか、ドローンによる熊の情報収集を担っていただいております。猟友会員の皆様の労力軽減等に大きく貢献いただいたものと、改めて感謝申し上げます。

国におきましては、先般、熊被害対策パッケージを閣議決定し、多岐にわたる対策を打ち出しており、実効性のある施策を期待しているところでありますが、いずれにいたしましても、今後も直面する課題に対応した緊急対策に加え、中長期的な視点に立った

国・県単位での熊被害防止対策が必要であると認識しているところであり、市といたしましても関係機関と密接に連携し、引き続き、全力で対応に当たってまいります。

次に、新ごみ処理施設整備事業に係る秋田市・潟上市・八郎湖周辺清掃事務組合ブロック広域化協議会への本市の参加についてであります。この件につきましては、8月の市議会全員協議会において説明し、御理解をいただいた後、本市の広域化ブロックへの参加の可否について検討を依頼しておりましたが、今月20日に開催された同ブロック広域化協議会において、本市の参加が正式に承認されたところであります。

今後は、本市を含む8自治体を構成メンバーとする協議会において、焼却ごみ処理の広域化に向けて協議を進め、持続可能なごみ処理体制の確立に努めてまいります。

なお、本市参加後の全体計画の概要等については、今後、協議会で調整の上、決定されることとなっておりますが、内容が固まり次第、議員の皆様にご報告させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で、諸般の報告を終わります。

それでは、提出議案について概要を御説明申し上げます。

このたびの第4回市議会定例会に提出いたします案件は、専決処分報告1件、条例関係24件、その他の案件15件に加え、予算関係13件の計53件であります。

初めに、専決処分報告についてであります。

報告第15号令和7年度一般会計補正予算（専決第4号）につきましては、熊被害防止対策を拡充するための経費の追加であり、これらの財源といたしましては、前年度繰越金で手当てし、補正額として421万2,000円を増額し、補正後の予算総額を610億3,077万4,000円とし、11月13日付で専決処分したものであります。

なお、この後に御説明いたします議案第181号令和7年度一般会計補正予算（第15号）については、早期の執行が必要なことから、本日の議決をお願いしたいと考えており、本専決処分につきましても、本日の承認をお願いするものであります。

次に、条例関係であります。

議案第142号中小企業振興基本条例の制定についてであります。これは、中小企業の持続的発展と地域経済の活性化を目指し、事業者、支援機関等の関係機関並びに市民と連携の上、具体的な施策や役割分担を明確にして、より実効性を高める条例とするため、現在の地域特性を活かした産業振興と中小企業の育成に関する条例を廃止し、新たに制定しようとするものであります。

次に、議案第143号一般職の職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案、議案第145号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案、並びに議案第146号議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案であります。これらは、秋田県人事委員会勧告に準じて、一般職の給料表、並びに期末及び勤勉手当等の支給率を、また、特別職等の期末手当の支給率を改定するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

なお、これらの案件につきましては、期末・勤勉手当の基準日が12月1日となっていることから、本日の議決をお願いするものであります。

次に、議案第144号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案であり

ますが、これは、来年度の機構改革に伴う職務内容の変更により、総合支所長の職務の級を部長級から次長級とするため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第147号コミュニティセンター条例の一部を改正する条例案であります。これは、大内地域の川口コミュニティセンターの用途廃止に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第148号廃棄物の処理及び再利用並びに清掃に関する条例の一部を改正する条例案、議案第149号一般廃棄物最終処分場条例の一部を改正する条例案、並びに議案第150号ごみ処理施設設置条例の一部を改正する条例案であります。これらは、ごみ減量化対策に係るごみ処理手数料を改めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第151号放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、議案第152号特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、議案第153号家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、並びに議案第154号乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案であります。これらは、それぞれの国の基準等の一部改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第155号老人福祉センター条例の一部を改正する条例案であります。これは、矢島老人福祉センター寿康苑の使用料の上限額を改めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

なお、本議案につきましては、早期の執行が必要なことから、本日の議決をお願いするものであります。

次に、議案第156号多目的集会施設条例の一部を改正する条例案であります。これは、岩城地域の勝手多目的集会施設の用途廃止に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第157号農山村集会施設条例の一部を改正する条例案であります。これは、岩谷町8区集会施設の用途廃止に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。なお、用途廃止後は、岩谷町8区町内会へ譲渡の予定であります。

次に、議案第158号農村公園条例の一部を改正する条例案であります。これは、勝手農村公園の用途廃止に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第159号ボートプラザ「アクアパル」条例の一部を改正する条例案及び議案第160号B & G海洋センター条例の一部を改正する条例案であります。これらは、各施設の使用料を改めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第161号学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例案であります。これは、由利小学校及び由利中学校に給食を提供する学校給食センターを設置するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第162号火災予防条例の一部を改正する条例案であります。これは、大船渡市の大規模林野火災を受け、検証を行った消防庁からの通達により、林野火災予防の実効性を高めることを目的として、注意報や警報の的確な発令等を可能とするため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第163号矢島福祉会館条例を廃止する条例案、議案第164号矢島子供館条例を廃止する条例案、並びに議案第165号老人憩の家条例を廃止する条例案がありますが、これらは、それぞれの施設の用途廃止に伴い、条例を廃止しようとするものであります。

次に、その他の案件であります。

議案第166号市道路線の認定についてであります。これは開発行為に伴い、新たに設置された路線を田尻野37号線として、また、国道108号のバイパス道路の設置により、移管される旧道を小川線として新たに認定するものであります。

次に、議案第167号から議案第180号公の施設の指定管理者の指定についての14件であります。これらは、矢島インフォメーションセンターをはじめとする67の施設について、指定管理者選定委員会の審議を経て、指定管理者を決定するに当たり、条例の規定により議会の議決を得ようとするものであります。

次に、予算関係についてであります。

初めに、議案第181号令和7年度一般会計補正予算（第15号）につきましては、秋田県人事委員会勧告に準じて改定する人件費の補正が主な内容であり、この財源といたしましては、地方交付税及び受託事業収入で手当てし、補正額として2億4,512万5,000円を追加しようとするものであり、補正後の予算総額は、612億7,589万9,000円となります。

次に、議案第183号令和7年度介護保険特別会計補正予算（第3号）、議案第185号令和7年度診療所運営特別会計補正予算（第2号）、議案第187号令和7年度スキー場運営特別会計補正予算（第1号）、議案第188号令和7年度水道事業会計補正予算（第3号）、議案第190号令和7年度下水道事業会計補正予算（第3号）、並びに議案第192号令和7年度ガス事業会計補正予算（第3号）であります。これらの各会計補正予算につきましても、秋田県人事委員会勧告に準じて改定する人件費の補正であります。

なお、これらの補正予算につきましては、議案第143号及び議案第145号から146号までの条例の一部を改正する条例案と関連があることから、本日の議決をお願いするものであります。

次に、議案第182号令和7年度一般会計補正予算（第16号）につきましては、通常分の主な経費といたしまして、職員の異動や共済費の変更等に伴うもののほか、総務費で基幹系業務システム管理費等を、民生費で保育所入所措置事業費等を、労働費で労働者支援事業費等を、商工費で観光誘客促進事業費等を、また、教育費では学校一般管理費等を追加いたします。

これらの財源といたしましては、国庫支出金、寄附金、市債などのほか、一般財源分を前年度繰越金で手当てし、補正額として5億9,015万8,000円を追加しようとするものであります。補正後の予算総額は、618億6,605万7,000円となります。

また、債務負担行為につきましては、広報ゆりほんじょう印刷製本業務等を設定いたします。

次に、議案第184号令和7年度介護保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、補正額として、4億2,147万4,000円を追加しようとするものであり、補正後の予算総額は、126億7,963万3,000円となります。

次に、議案第186号令和7年度診療所運営特別会計補正予算（第3号）につきましては、補正額として317万4,000円を追加しようとするものであり、補正後の予算総額は、1億4,309万8,000円となります。

次に、議案第189号令和7年度水道事業会計補正予算（第4号）につきましては、収益的支出及び資本的支出において、539万円を減額しようとするものであり、補正後の支出総額は、48億5,970万7,000円となります。また、ガス水道事業包括的業務委託（水道事業分）の経費に係る債務負担行為を設定いたします。

次に、議案第191号令和7年度下水道事業会計補正予算（第4号）については、収益的収入において15万1,000円を追加しようとするものであり、補正後の収入総額は、55億1,827万9,000円となります。また、収益的支出において32万4,000円を減額しようとするものであり、補正後の支出総額は、64億5,763万5,000円となります。

次に、議案第193号令和7年度ガス事業会計補正予算（第4号）につきましては、収益的収入において3万円を追加しようとするものであり、補正後の収入総額は16億837万1,000円となります。また、ガス水道事業包括的業務委託（ガス事業分）の経費に係る債務負担行為を設定いたします。

なお、補正予算の内容につきましては、補正予算概要を御覧くださいますようお願いいたします。

以上が、第4回市議会定例会に提出いたします議案の概要でありますので、御審議くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（佐藤健司） これにて提出議案の説明を終わります。

---

○議長（佐藤健司） 日程第4、これより先決を要する提出議案に対する質疑に入ります。

この際、本日提出されました議案のうち、報告第15号、並びに議案第143号、議案第145号、議案第146号、議案第155号、議案第181号、議案第183号、議案第185号、議案第187号、議案第188号、議案第190号、議案第192号の11件の計12件に対する質疑の通告については、休憩中に議会事務局まで提出していただきます。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時24分 休 憩

.....

午前10時24分 再 開

○議長（佐藤健司） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより報告第15号、並びに議案第143号、議案第145号、議案第146号、議案第155号、議案第181号、議案第183号、議案第185号、議案第187号、議案第188号、議案第190号、議案第192号の11件の計12件を一括議題とし、質疑を行います。

ただいままでのところ、質疑の通告はありません。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤健司） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

- 
- 議長（佐藤健司） 日程第5、先決を要する提出議案の委員会付託を行います。  
議案委員会付託表のとおり、各常任委員会に審査を付託いたします。  
この際、委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午前10時25分 休憩

午後2時10分 再開

- 議長（佐藤健司） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

- 
- 議長（佐藤健司） 日程第6、これより報告第15号、並びに議案第143号、議案第145号、議案第146号、議案第155号、議案第181号、議案第183号、議案第185号、議案第187号、議案第188号、議案第190号、議案第192号の11件の計12件を一括議題とし、委員会の審査の経過と結果について、各常任委員長より報告を求めます。

なお、委員長報告に対する質疑は、各案件に入ってから、これを許します。

最初に、総務常任委員長の報告を求めます。18番佐藤義之さん。

【佐藤義之総務常任委員長 登壇】

- 総務常任委員長（佐藤義之） 総務常任委員会の審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

本日、先決を要する案件として審査付託になったのは、専決処分報告1件、条例関係3件、補正予算1件の計5件であります。

初めに、報告第15号一般会計補正予算（専決第4号）専決処分報告で審査付託になったのは、歳入19款と歳出9款であります。

歳入19款繰越金は、各款にわたる熊被害防止に要する経費の財源として前年度繰越金の増額、歳出9款消防費は、消防職員や消防団員が熊出没による警戒巡回の際に携帯する熊撃退用スプレー購入費用の増額を11月13日付で専決処分したものであり、緊急やむを得ないものと認め、報告のとおり承認すべきものと決定しました。

次に、議案第143号一般職の職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案、議案第145号特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案及び議案第146号議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案の3件であります。

これは、秋田県人事委員会勧告に準じて、市職員の給料、期末・勤勉手当、通勤手当等や特別職・議会議員の期末手当を上げようとするものであります。

次に、議案第181号一般会計補正予算（第15号）で審査付託になったのは、歳入10款、歳出1款、2款及び9款であります。

歳入10款地方交付税は、歳出各款に係る一般財源対応分として普通交付税を増額、歳出は、先に報告しました条例改正により、各款の給与、職員手当及び共済費等を増額しようとするものであります。

御報告申し上げました3件の条例改正案と1件の補正予算は、期末・勤勉手当の支給基準日が12月1日であることから、本日、議決を得ようとするものであり、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、総務常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（佐藤健司） 次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。12番甫仮貴子さん。

**【甫仮貴子教育民生常任委員長 登壇】**

○教育民生常任委員長（甫仮貴子） 教育民生常任委員会の審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

本日、先決を要する議案として当常任委員会に審査付託となりましたのは、専決処分報告1件、条例関係1件、補正予算3件の計5件であります。

初めに、報告第15号一般会計補正予算（専決第4号）専決処分報告で審査付託になったのは、歳出10款であります。

歳出10款教育費は、学校敷地への熊の侵入等を防止するため、爆竹購入に係る経費の増額を11月13日付で専決処分したものであり、緊急やむを得ないものと認め、報告のとおり承認すべきものと決定いたしました。

次に、議案第155号老人福祉センター条例の一部を改正する条例案は、老人福祉の増進を図るために設置されている矢島地域の寿康苑について、令和8年度からの指定管理者の8月の初回公募で応募者がなかったことを受け、その原因の解消のためには、収入の増額が必要であると判断し、施設の安定的な経営を確保するため、使用料を改定するものです。提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第181号一般会計補正予算（第15号）は、歳出2款から4款、7款、10款、議案第183号介護保険特別会計補正予算（第3号）、議案第185号診療所運営特別会計補正予算（第2号）が審査付託されました。

これら3件の補正予算は、主に秋田県人事委員会勧告により、人件費を増額しようとするものであります。期末・勤勉手当の支給基準日が12月1日であることから、本日、議決を得ようとするものであり、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、教育民生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（佐藤健司） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。16番正木修一さん。

**【正木修一産業建設常任委員長 登壇】**

○産業建設常任委員長（正木修一） 産業建設常任委員会の審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

本日、先決を要する議案として、当常任委員会に審査付託になりました案件は、専決処分報告1件及び補正予算5件の計6件であります。

初めに、報告第15号一般会計補正予算（専決第4号）専決処分報告で審査付託になったのは、歳出6款及び10款であります。

これは、市街地等での熊の目撃が多発していることから、被害防止に要する経費について、11月13日付で専決処分したものです。

6款農林水産業費では、熊を誘引するおそれのある柿や栗などの実をつける樹木の伐採費に対する補助金などを、10款教育費では、体育施設の無料開放による人員配置や指定管理施設の利用に係る経費を追加したものであり、緊急やむを得ないものと認め、承認すべきものと決定しました。

次に、各会計の補正予算であります。

議案第181号一般会計補正予算（第15号）、歳入20款、歳出4款、6款から8款及び10款、また、議案第187号スキー場運営特別会計補正予算（第1号）、議案第188号水道事業会計補正予算（第3号）、議案第190号下水道事業会計補正予算（第3号）、議案第192号ガス事業会計補正予算（第3号）は、いずれも秋田県人事委員会勧告に準じた人件費引上げ分の追加であります。

以上、御報告いたしました補正予算5件については、早期執行が必要なことから、本日、議決を得ようとするものであり、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、産業建設常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（佐藤健司） 以上をもって、委員長審査報告を終わります。

これより日程の順に従い、委員長報告に対する質疑、議案についての討論、採決を行います。

この際、お諮りいたします。必要と認めるときは、議案を一括議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤健司） 御異議なしと認めます。よって、議事をそのように進めます。

なお、議案等の件名は、必要と認めるときは朗読を省略、または簡略にしたいと思いますので、御了承願います。

---

○議長（佐藤健司） 日程第7、報告第15号一般会計補正予算（専決第4号）専決処分報告を議題といたします。

各常任委員長の報告は、承認すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤健司） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤健司） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤健司） 御異議なしと認めます。よって、報告第15号は、承認することに決定いたしました。

---

○議長（佐藤健司） 日程第8、議案第143号一般職の職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案から、日程第10、議案第146号議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案までの3件を一括議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤健司） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤健司） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤健司） 御異議なしと認めます。よって、議案第143号、議案第145号及び議案第146号の3件は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（佐藤健司） 日程第11、議案第155号老人福祉センター条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤健司） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤健司） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤健司） 御異議なしと認めます。よって、議案第155号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（佐藤健司） 日程第12、議案第181号一般会計補正予算（第15号）を議題といたします。

各常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤健司） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤健司） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤健司） 御異議なしと認めます。よって、議案第181号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（佐藤健司） 日程第13、議案第183号介護保険特別会計補正予算（第3号）及び日程第14、議案第185号診療所運営特別会計補正予算（第2号）の2件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤健司） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤健司） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤健司） 御異議なしと認めます。よって、議案第183号及び議案第185号の2件は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（佐藤健司） 日程第15、議案第187号スキー場運営特別会計補正予算（第1号）から日程第18、議案第192号ガス事業会計補正予算（第3号）までの4件を一括議題といたします。

産業建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤健司） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤健司） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤健司） 御異議なしと認めます。よって、議案第187号、議案第188号、議案第190号及び議案第192号の4件は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（佐藤健司） 以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

明11月29日から12月7日までは、議案調査等のため休会、8日午前9時30分より本会議を再開し、一般質問を行います。

なお、提出議案に対する質疑の通告は、8日午後1時まで議会事務局へ提出していただきます。

本日は、これをもって散会いたします。大変、御苦労さまでした。

午後 2時28分 閉 会